

2020年7月1日
エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役 山口 啓輔

新型コロナウイルス感染症に関する医療保険のお取り扱いについて

弊社では新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられた契約者様からのお申し出がございましたら、以下のとおり特別なお取り扱いを実施いたします。

(1) 保険金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により病院または診療所に入院された場合は、保険金のお支払い対象となります。

また、検証結果が「陽性」の場合であって、医療機関の事情により、臨時施設(※)または宿泊施設や自宅で療養し、医師の治療を受けている場合等も、医師の証明書等をご提出いただくことで、保険金お支払いの対象となります。

※病院と同等とみなせる施設

(2) 保険料お支払いの猶予期間について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、弊社では希望者に対する保険料お支払いの猶予期間を設けております。

詳しくは2020年3月30日、および2020年5月29日リリースの「新型コロナウイルス感染症に関する特別措置の実施について」ならびに「新型コロナウイルス感染症に関する特別措置の延長について」をご確認ください。